



平成 29 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社さが美
代 表 者 名 代表取締役社長 西脇 秀雄
(コード番号 8201 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役(業務担当)宿野 大介
(TEL: 0463-52-0857)

会社分割による持株会社体制への移行及び 定款一部変更(商号及び事業目的等の変更)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 12 月 21 日をもって持株会社体制へ移行するべく下記のとおり、会社分割(新設分割)(以下、「本新設分割」といいます。)を実施し、同日付で商号を「さが美グループホールディングス株式会社」に変更するとともに、事業目的を持株会社体制に相応しい内容に変更する旨、決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、持株会社体制への移行につきましては、平成 29 年 11 月 29 日開催予定の臨時株主総会において、本新設分割に関する議案の承認が得られることを条件として実施いたします。

また、本新設分割は、当社単独の新設分割であるため、開示事項および内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、昭和 49 年 8 月に高級きもの専門店「株式会社さが美」として営業を開始いたしました。現在、当社およびその子会社である「株式会社東京ますいわ屋」からなるさが美グループ(以下、「当社グループ」といいます。)は、呉服・和装品その他関連商品の小売、宝飾品等の小売などからなる小売事業、及び自社不動産の賃貸事業としてのその他事業を営んでおります。

当社は、市場規模が減少する環境の中で、不採算性事業からの撤退や M&A による事業構造の転換を進め、中期再建計画を策定し構造改革を進めるなど、経営努力を続けてまいりました。前事業年度においては、収益力の改善を図るため、事業構造改革を実施したことにより、赤字要因を解消して経営資源をきもの事業に集中することで営業利益の黒字化を図ることができました。しかしながら、これまでの厳しい経営環境と市場環境を踏まえ、今後の経済環境の変化に対応するため、当社グループの企業成長を早期に実現する必要があると考え、当社は持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

当社は、持株会社体制に移行することで、経営機能と執行機能を明確に分離し、各事業会社においては、役割を明確にした上で責任と権限をもって各事業会社が事業活動に専念して効率化を図り、持株会社においては、グループ経営戦略の立案と経営資源の適正配分、人材の育成を図り、グループ企業価値の向上を目指してまいります。

なお、当社の持株会社体制への移行方法は、新設分割により、現在当社が展開しているきもの及び宝石、その他関連する和装品の販売に関する事業を新設する事業会社（以下、「新設会社」といいます。）へ分割承継いたします。この結果、当社は各子会社の持株会社として、グループ戦略機能および各事業会社の管理機能を担い、引き続き上場を維持してまいります。

2. 会社分割の要旨

(1) 本新設分割の日程

臨時株主総会基準日	平成 29 年 8 月 31 日
新設分割計画承認取締役会	平成 29 年 10 月 12 日
新設分割計画承認臨時株主総会	平成 29 年 11 月 29 日
分割期日（効力発生日）	平成 29 年 12 月 21 日（予定）

(2) 本新設分割の方式

当社を分割会社とし、新たに設立する「株式会社さが美」を承継会社とする新設分割を実施します。なお、当社は、平成 29 年 12 月 21 日（予定）をもって持株会社体制へ移行し、「さが美グループホールディングス株式会社」へ商号を変更する予定です。

(3) 当該分割方式を採用した理由

持株会社体制への移行を効率的かつ円滑に実施するため、当該分割方式を採用いたしました。

(4) 本新設分割に係る割当ての内容

本新設分割に際して新設会社「株式会社さが美」が発行する普通株式 10,000 株をすべて当社に割り当てます。

(5) 本新設分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社の発行する新株予約権については、本新設分割による取扱いの変更はありません。

当社は、新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(6) 本新設分割により増減する資本金等

本新設分割による当社資本金等の増減はありません。

(7) 新設会社が承継する権利義務

本新設分割により、新設会社は、新設分割計画書に定める範囲において、分割期日における当社の分割対象事業に属する資産、負債、契約上の地位とその他権利義務及び当社従業員との雇用契約を承継いたします。また、新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

(8) 債務履行の見込み

当社及び新設会社においては、本新設分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、並びに事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 本新設分割の当事会社の概要

(1) 各当事会社の概要

	分割会社 (平成 29 年 8 月 20 日現在)	新設会社 (平成 29 年 12 月 21 日設立予定)
商号	株式会社さが美 (平成 29 年 12 月 21 日付で さが美グループホールディングス株式会社に商号変更予定)	株式会社さが美
所在地	神奈川県平塚市田村八丁目 21 番 9 号	神奈川県平塚市田村八丁目 21 番 9 号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 西脇 秀雄	代表取締役社長 西脇 秀雄
事業内容	きもの、宝石等の販売事業	きもの、宝石等の販売事業
設立年月日	昭和 49 年 4 月 15 日	平成 29 年 12 月 21 日 (予定)
資本金	5,258 百万円	50 百万円
発行済株式数	40,834,607 株	10,000 株
決算期	2 月末日	2 月末日
大株主及び持株比率 (平成 29 年 8 月 31 日現在)	AG 2 号投資事業有限責任組合 53.86% 株式会社三菱東京UFJ銀行 3.05% 株式会社セディナ 2.09% さが美共栄会 1.81% 株式会社SBI証券 0.98% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 0.97% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口5) 0.80% 塚喜商事株式会社 0.75% あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 0.75% 楽天証券株式会社 0.56%	さが美グループホールディングス株式会社 100%

(2) 分割会社の最近決算期の業績 (連結)

決算期	平成 27 年 2 月期	平成 28 年 2 月期	平成 29 年 2 月期
純資産 (百万円)	6,061	4,554	6,109
総資産 (百万円)	13,436	12,711	11,425
1 株当たり純資産 (円)	152.8	114.89	154.17
売上高 (百万円)	21,441	20,778	17,486
営業利益 (百万円)	△470	△101	224
経常利益 (百万円)	△457	△55	201
当期純利益 (百万円)	△897	△1,050	1,479
1 株当たり当期純利益 (円)	△22.62	△26.48	37.34

(注) △は損失を示しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

きもの、宝石等の販売事業

(2) 分割する部門の経営成績（平成 29 年 2 月期）

	分割する事業の実績 (a)	連結業績 (b)	比率 (a/b)
売上高（百万円）	12,480	17,486	71.3%

（注）上記数値は、平成 29 年 2 月期の経営成績を基に算出しております。

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成 29 年 8 月 20 日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産（百万円）	1,038	流動負債（百万円）	1,916
固定資産（百万円）	1,441	固定負債（百万円）	393
合計（百万円）	2,479	合計（百万円）	2,310

（注）分割する資産および負債の金額については、上記の金額に効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定します。

5. 分割後の状況

	分割会社	新設会社
商号	さが美グループホールディングス株式会社	株式会社さが美
所在地	神奈川県平塚市田村八丁目 21 番 9 号	神奈川県平塚市田村八丁目 21 番 9 号
代表者の役職・氏名	代表取締役会長 原 知己	代表取締役社長 西脇 秀雄
事業内容	グループ経営戦略の立案及びグループ会社管理等	きもの、宝石等の販売事業
資本金	5,258 百万円	50 百万円
決算期	2 月末日	2 月末日

6. 今後の見通し

本新設分割は当社による単独新設分割であるため、当社の連結業績に与える影響は軽微となる見込みであります。

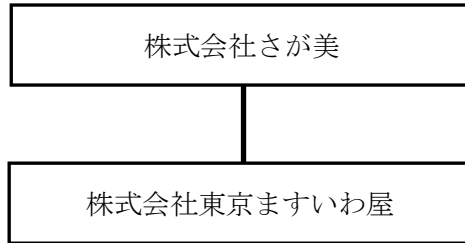
【参考】 当期連結業績予想及び前期連結実績

	営業収益	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期連結業績予想 (平成 30 年 2 月期)	百万円 16,102	百万円 315	百万円 289	百万円 115
前期連結実績 (平成 29 年 2 月期)	17,626	224	201	1,479

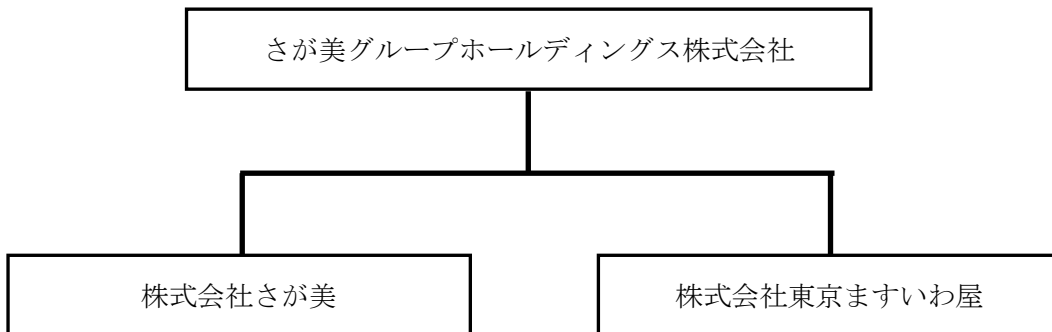
【参考資料】

持株会社体制移行前後のグループ組織（概略図）

持株会社体制移行前（平成 29 年 10 月 12 日現在）



持株会社体制移行後（平成 29 年 12 月 21 日（予定））



II. 商号変更及び定款の一部変更

1. 変更の理由

(1) 当社は、「I. 会社分割による持株会社体制への移行」に記載のとおり、平成 29 年 12 月 21 日をもって持株会社体制に移行し、当社の商号を「さが美グループホールディングス株式会社」へ変更する予定であります。

これに伴い、商号および目的を変更するため、現行定款第 1 条（商号）および第 2 条（目的）について、所要の変更および一部を追加し、併せて持株会社体制への移行に伴う所要の変更を行うものであります。

また、第 1 条（商号）および第 2 条（目的）の変更については、新設分割計画が承認可決されることを条件として、平成 29 年 12 月 21 日付で、その効力が生ずる旨の附則を設けるものであります。

(2) 当社は、今後の取締役会における各取締役の業務執行に対する牽制機能を確保するため、取締役が担当外の案件に対しても一定の知見を有するまでの間、現行定款第 25 条（重要な業務執行の決定の委任）を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議	平成 29 年 10 月 12 日
定款変更承認株主総会	平成 29 年 11 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 29 年 12 月 21 日

以 上

(別 紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は株式会社 <u>さが美</u> と称する。 英文では、<u>SAGAMI Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1. ～17. (条文省略) (新設)</p> <p><u>18.</u> (条文省略)</p> <p><u>19.</u> (条文省略) (新設) (新設) (新設)</p> <p><u>20.</u> (条文省略) (新設)</p> <p>第 3 条～第 12 条 (条文省略)</p>	<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>さが美グループホールディングス株式会社</u>と称する。 英文では、<u>SAGAMI GROUP HOLDINGS Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>次の各号に掲げる事業を営む会社 (外国会社を含む。)、その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <p>1. ～17. (現行どおり)</p> <p><u>18. 写真業、印刷・複写業。</u></p> <p><u>19.</u> (現行どおり)</p> <p><u>20.</u> (現行どおり)</p> <p><u>21. 有価証券の保有および投資。</u></p> <p><u>22. 経営指導および財務管理、労務管理の事務処理の受託。</u></p> <p><u>23. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡。</u></p> <p><u>24. 物流センターの管理・運営及び物流情報の収集処理業務。</u></p> <p><u>25.</u> (現行どおり)</p> <p><u>② 当社は、前項各号の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第 3 条～第 12 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集する。<u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>第 14 条～第 15 条 (条文省略)</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、<u>代表取締役社長</u>がこれに当たる。<u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第 17 条～第 22 条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定するほか、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し議長となる。</p>	<p>(招集権者)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により、<u>代表取締役</u>がこれを招集する。</p> <p>② <u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>第 14 条～第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれに当たる。</p> <p>② <u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第 17 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定するほか、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u>がこれを招集し議長となる。<u>ただし、取締役会において別段の定めをした場合は、この限りではない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>附 則 第 1 条～第 5 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>② 前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 25 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p>附 則 第 1 条～第 5 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 6 条 第 1 条 (商号) および第 2 条 (目的)の変更については、平成 29 年 11 月 29 日開催の臨時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 29 年 12 月 21 日付で、当該変更の効力が生じるものとする。なお、本附則第 6 条は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>